



2016年12月14日 第2017-03号

【発行】 J A M

【発行責任者】 河野 哲也

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

65歳超雇用推進助成金

1. 助成金の概要

2016年10月19日以降に労働協約または、就業規則により以下の制度を実施した場合に助成を受けることができる。

※ 1事業主（企業単位）につき1回限り

	導入する制度	助成額
①	65歳以上への定年引上げ	100万円
②	66歳以上への定年引上げまたは定年の定め廃止	120万円
③	希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
③	希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

主な支給要件

- ・導入する制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条・第9条1項のいずれの規定にも違反していないこと。
- ・定年の引上げ等の実施に対して、専門家への委託費等の経費の支出があること。
- ・支給申請日の前日において、申請事業主に1年以上継続して雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者（定年の引上げ等を行う労働協約又は就業規則の適用を受ける期間の定めのない労働契約を締結する定年前の労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者）が1人以上いること。
- ・定年の引上げ等に関して、過去に高年齢者雇用安定助成金の支給を受けていないこと。

以上が主な支給要件となる。詳細は、下記HP等で確認すること。

http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/subsidy_suishin.html

2. 申請手続

- ・制度を実施した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請が必要。（事前の計画の認定は不要）
- ・問い合わせ、相談、申請等については、主たる雇用保険適用事業所の所在する都道府県の高齢・障害・求職者雇用支援機構支部 高齢・障害者業務課（東京・大阪は高齢・障害者窓口サービス課）が窓口となっている。
- ・申請様式及び申請方法については高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページでも確認できる。

HP(<http://www.jeed.or.jp/>)